

より、平成29年度は延べ1,314人の所外診療を行っている。

平成28年度からは、障害者が地元地域の医療機関で安心して歯科診療を受けられることを目的として、初診患者及び治療が終了し地域での予防管理が可能と判断された患者については個別の「地域移行計画」を作成し、患者の住所地近隣の協力歯科への受け入れ調整を図っている。平成29年度は合計184名の「地域移行計画」を作成し、地域への移行に取り組んでいる。

教育研修事業は、①歯科医師や歯科衛生士が、障害者歯科診療に必要な基本的対応方法を学ぶ「個別研修」、②学校教職員や介護者等、障害者に関わる方々を対象に講義形式で行う「集団研修」、③障害者施設や特別支援学校等へ、センターの歯科医師等を派遣して行う「地域派遣研修」、④摂食嚥下機能障害を有する患者に対応するための実地研修を行う「摂食嚥下機能評価医療養成研修・リハビリチーム養成研修」があり、平成29年度は延べ2,210人を対象に実施した。

利用者対応については、車いす専用設計された歯科診療台を設置するなど、利用者の安全かつ快適な施設利用に向けた取組を行うほか、ホームページをスマートフォンからもアクセスできるように変更するなど、利便性の向上に努めている。

事務執行については、契約事務及び文書管理に関する事務規程が整備されていないことに起因する不適切な事例が見受けられた。指定管理事業は、都民の税金に基づく指定管理料により運営されていることを踏まえ、センターは今後、事務規程を整備し適正に運用するとともに、競争性の確保や特命理由の妥当性の検証等、契約の見直しを継続的に行い経費削減に取り組むなど、より一層効率的な管理運営を行うことが求められる。また、局は、事務規程の整備はもとより、センターの適切な管理運営に向けて、歯科医師会を継続的に指導する必要がある。

都は、障害者歯科医療の更なる充実に向け、医療機関同士の連携方法や地域の歯科診療所に対する支援等の施策の構築を進めているところであり、その実施に当たっては、センターが培ってきた経験と業務ノウハウの更なる活用が期待される。

センターは今後とも、都内における障害者歯科医療の中核として、教育研修や地域移行計画等の事業をより一層推進することが望まれる。

イ 補助事業

局は、歯科医師会に対し、医学技術振興事業補助金等の補助事業を行っており、歯科医師会は局から交付された補助金を基に、歯科医師の資質向上を目的とした研修会や、都民の歯の健康づくりに関する普及啓発事業などを実施している。

指定管理事業及び補助事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、事業は指定管理及び財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 指定管理事業に係る契約事務が適切に行われるよう規程を整備すべきもの  
センターの指定管理事業の実施に当たり、歯科医師会が行う契約事務について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

(ア) 契約における意思決定について

契約における意思決定について見たところ、次の状況が見受けられた。

① 表5の契約について、支払決定の起案文書に支払予定額は印字されているが、その予定額と相違する支払決定額が手書きで記入されており、決裁がどの時点で行われたかが不明である。

(表5) 平成28年度のホームページの改訂に係る契約

(単位：円)

契約件名	支払予定額	支払決定額	起案日
ホームページの改訂について	498,960	550,800	平成29.3.23

② 9F監視カメラ設置工事について、平成28年12月7日時点では、金額47万5,200円として、センター長の決裁が行われていたが、工事に係る物品の一部費用が漏れていたことから、平成28年12月20日付けで、当該決裁書類に見積書に訂正がある旨、見積書変更に伴い支払金額を49万6,800円に訂正する旨の記載があり、それぞれ担当者の押印はあるものの、変更後のセンター長の決裁が行われていない。

③ 8F監視カメラ設置工事について、平成28年12月7日付けで、センター長の決裁が行われていたが、工事に係る物品の一部費用が漏れていたことから、平成28年12月20日付けで、当該決裁書類に見積書に訂正がある旨、見積書変更に伴い増額となった物品に係る経費は全額受託業者の値引き対応となったことから支払金額に変更しない旨の記載があり、それぞれ担当者の押印はあるものの、変更後のセンター長の決裁が行われていない。

(イ) 契約関係書類の作成について

契約関係書類の作成について見たところ、表6の契約について、次の状況が見受けられた。

① 歯科医師会は、センターの業務内容を周知するため、項番1の契約により、施設紹介DVDを製作し、各関連施設や協力医等へ配布している。  
ところで、このDVDの製作に当たり、歯科医師会は受託者と契約書を取り交わさず、簡易な仕様書と口頭・メール等による指示で行っていることが認められた。

「センターの管理に関する基本協定(以下「協定」という。)」では、個人情報保護に係る受託者の責務や、映像等の著作権の不正使用防止に関する規定があるが、これらの協定の規定を受託者へ契約書及び仕様書として通知しておらず、また契約の履行遅延・不履行だった場合の対処についても契約書を取り交わしていない。

② 項番2及び3の印刷物契約について、歯科医師会は、成果品の原稿を受託者へ提示するのみであり、紙質の仕様や契約の履行遅延・不履行だった場合の対処について、契約関係書類を取り交わしていない。

(表6) 契約関係書類を取り交わしていなかった契約の事例 (単位：円)

項番	契約件名	契約金額	起案日	納品日
1	平成28年度施設紹介DVDの製作について	1,644,840	平成28.10.5	平成29.3.22
2	事業概要印刷	228,800	平成29.12.27	平成30.1.18
3	障害者(児)歯科保健医療の実態調査報告書の作成について	68,040	平成30.3.29	平成30.4.9

(ウ) 契約における競争性の確保について

歯科医師会が行った表7の印刷物作成契約について見たところ、見積りの徴収が一方のみであった。契約における見積り方法を確認したところ、印刷物作成契約の受託者については、AとBの二者が慣例として固定化しており、予定金額の多寡に関わらず、見積合せ等による競争が行われていない。

(表7) 一者見積による印刷物作成契約の事例 (単位：円)

契約件名	契約金額	起案日	納品日	契約相手方
「平成29年度教育研修事業計画」の作成について	739,584	平成29.2.22	冊子：平成29.2.23 チラシ：平成29.3.2	A

上記(ア)(イ)(ウ)の事例が発生したのは、歯科医師会が、契約に係る事務手続について規程を設けず、長年にわたる慣例を基に事務を行っていることに起因するものである。指定管理事業は、都民の税金に基づく指定管理料により運営していることを踏まえ、契約に係る意思決定の過程を明確にするとともに、経済性・公平性を意識した契約を行うべきである。

歯科医師会は、指定管理事業の実施に当たり、契約に関する規程を定め、契約事務を適切に行われない。

(公益社団法人東京都歯科医師会)

イ 感染性産業廃棄物の保管に当たり適正な表示を行うべきもの  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条第2項及び廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第8条第1項では、表8のとおり保管基準が規定されている。

(表8) 法及び省令

法	省令
第12条第2項 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。	第8条 法第12条第2項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 イ (省略) ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。 (1) 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。 (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。 (イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ) 保管する産業廃棄物の種類 (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (ニ) (省略)

センターが排出する使用済み注射針等の感染性産業廃棄物は、人が感染し、若しくは感染する恐れのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れのある廃棄物であり、その管理は関係法令の規定に沿って適正に行われなければならない。

しかしながら、センターが感染性産業廃棄物を保管している倉庫には、法及び省令に定められた掲示板が設けられておらず、表示もなされていない状況が認められたことは、適正でない。

歯科医師会は、感染性産業廃棄物の保管に当たり、法令に定められた表示を適正に行われない。

(公益社団法人東京都歯科医師会)

ウ 指定管理事業に係る文書管理を適切に行うべきもの

センターにおける文書の管理状況について見たところ、平成29年度には、平成17年度に起草した文書を廃棄しており、センターでは事実上、文書の保存期間を一律10年として事務を執行している。

しかしながら、文書の保存期間は、法令等の定め、当該文書の効力、重要度、利用度、資料価値等を考慮して定めるべきであるが、センターには文書管理規程が無いため、適切な文書の管理及び廃棄ができていない状況である。

歯科医師会には、指定管理事業に係る文書管理規程を定め、文書の管理及び廃棄を適切に行われたい。

(公益社団法人東京都歯科医師会)

(2) 局及び団体

ア 補助金の申請及び審査を適切に行うべきもの

局は、地域における保健医療の確保及び充実を図るとともに患者中心の医療の実現を図ることを目的として、医学技術振興事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、表9のとおり、歯科医師会及び都内の各地区歯科医師会が行う歯科医師の資質向上事業及び医療と健康に関する都民への普及啓発事業に対し、補助を実施している。

この補助金について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

(ア) 表9の事業のうち、各地区歯科医師会が実施するものについては、その申請内容を歯科医師会が確認し、取りまとめて局に申請することとなっている。

ところで、各地区歯科医師会の申請書類についてその内容を見たところ、補助対象外の経費(ホームページの更新等の委託料)が含まれているものや、計画はしていたが実施しなかった事業の経費についても、歯科医師会はそのまま申請していた。

(イ) 歯科医師会は、普及啓発事業として「東京デンタルフェスティバル」(以下「イベント」という。)を毎年実施している。平成28年度及び平成29年度の事業実績及び補助実績は、表10のとおりである。

イベントの実施に当たっては、運営全体について、表11の内容によりご契約している。イベントの開催費用については協賛企業と分担し、歯科医師会はそのうち自らの負担分全額について、表12のとおり運営関係費、広報関係費、映像関係費、営業関係費等の名目に分けて補助対象経費として申請していた。

ところで、要綱では補助対象経費を表9のとおり定めており、業務委託に係る費用は補助対象とはしていないが、申請内容のうち①運営関係費におけるタレント出演交渉、イベントの司会進行、②映像関係費におけるイベントの記録映像の撮影等、それぞれの費目の中には業務委託に係る費用が含まれている。また、合計金額の10%相当分を営業管理費として支払っているが、これも業務委託に係る費用であり補助対象外である。

(ウ) 上記(ア)(イ)のとおり、歯科医師会の申請内容には補助対象外の費用が含まれていたが、局は、申請の全額を補助対象として交付額を算定していた。

補助金額を改めて算定したところ、補助金の返還は発生しなかったが、歯科医師会の申請及び局の審査が、補助対象外の費用を含めて行われていたことは適切でない。

歯科医師会には、補助金の申請を適切に行われたい  
局は、補助金の審査を適切に行われたい。

(公益社団法人東京都歯科医師会)

(福祉保健局)

(表9) 補助事業の補助対象経費

項番	事業名	事業の内容	補助対象経費
1	資質向上事業	所属会員等に対する講習会・研修会の開催など、資質向上対策として行う事業	貸金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、諸費)、役員費(通信運搬費)、使用料及び賃借料(会場賃料)、備品購入費(5万円以上10万円未満のものに限る)、補助金
2	普及啓発事業	都民向け講演会・相談会の開催、広報誌等の発行など、都民の医学知識の向上や健康の増進を目的として行う事業	賃借料(会場賃料)、備品購入費(5万円以上10万円未満のものに限る)、補助金
3	地区歯科医師会が行う上記1及び2の事業に対し、補助事業者を通じて補助を行う。		

(表10) 普及啓発事業補助実績

(単位：円)

年度	対象経費の支出額	補助基準額	補助額(注)
平成28年度	5,311,885	4,816,000	2,408,000
平成29年度	9,452,628	4,816,000	2,408,000

(注) 補助額は、対象経費の支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じた額である。

(表11) イベント運営契約の内容及び契約額

(単位：円)

契約内容(阿年度とも)	契約額	
	平成28年度	平成29年度
会場手配(一部)、参加者募集・集約、イベント機材・備品手配、イベント演出の企画及び運営補助、飲食手配、DVD制作、各項目に伴う精算	3,108,469	7,756,007

(表 1 2) 補助申請費目の内容

補助申請書類の費目	主な内容	
	平成 28 年度	平成 29 年度
広報関係費	チラシのデザイン料、作成・配送	抽選により来場者 5 組へ送付する贈答品、送料
進行関係費	チラシの事前封入作業、運搬費用	イベント進行(平成 28 年度負担がなかったスタッフの雇用を含む)
運営関係費	アルバイトスタッフ	カメラマンによる記録ビデオの製作
	当日配布の物品代	当日の飲料、弁当代
	タレント出演交渉	タレント出演交渉
看板・塗装・会場設営関係費	専門家出演料	司会者手配、台本作成
	楽屋表示、スタッフ名札の作成	事務局スタッフ人件費
	看板等の製作、会場設営	楽屋表示、スタッフ名札の作成
映像関係費	カメラマン 2 名による各団体インタビュー映像の撮影、DVD 作成費用	看板等の製作、会場設営
営業管理費	ボランティア手配	PR ビデオの製作
	合計額の 10%	合計額の 10%

(3) 局

ア 指定管理事業に係る規程の整備について団体を指導すべきもの

センターにおける事務手続について見たところ、契約に係る事務処理や文書管理等の複数の事務の執行において、規程等がないことに起因する不適切な事務処理の事例が認められた。指定管理事業に当たっては、都に準じた規程の整備を条件としているものではないが、都民の税金を原資とする指定管理料によりその経費が支出されていることから、センターにおいても、適切な事務処理を担保するための規程を設けることが必要である。局は、指定管理事業に係る規程の整備について団体を指導されたい。

(福祉保健局)

第 4 運営状況の概要

1 運営の状況

(1) 事業実績

平成 27 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度の事業経費の推移は表 1 3、指定管理事業の主な内容及び実績は表 1 4 から表 1 8 のとおりである。また、補助事業の主な実績は表 1 9 のとおりである。

(表 1 3) 東京都立心身障害者口腔保健センター事業経費の推移 (単位: 円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
管理費	376,968,776	375,994,255	372,417,195
人件費等	367,552,118	366,664,449	363,847,609
管理運営費	7,941,304	7,882,364	7,063,898
センター業務調整費	1,475,354	1,447,442	1,505,688
事業費	45,645,832	47,347,150	43,669,711
診療事業費	38,360,377	36,137,773	33,347,986
教育研修事業費	3,553,715	5,935,889	4,248,621
情報管理事業費	3,731,740	5,273,488	6,073,104
建物維持管理費	213,680	232,983	236,480
光熱水費	7,680	7,797	7,680
施設等維持補修	206,000	225,186	228,800
消費税	33,826,263	33,885,951	33,305,871
歳出合計 (A)	456,654,551	457,460,339	449,629,257
指定管理料 (B)	495,283,000	509,061,000	511,196,000
東京都返戻額 (B-A)	38,608,449	51,600,661	61,566,743

(注) 指定管理料 (B) は、年度協定で定め、概算した金額である。

(表14) 診療事業の実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間患者数(延べ人数)	18,334	17,254	17,280
1日平均患者数(人)	75.4	71.0	70.8
1日平均診療収入(千円)	705	694	686
患者1人1日平均診療収入(円)	9,354	9,771	9,691

(表15) 所内・所外別の患者数内訳

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ所内患者数	16,973	15,952	15,966
延べ所外患者数	1,361	1,302	1,314
合計	18,334	17,254	17,280

(表16) 区別患者構成比

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知的障害	35.6	37.7	35.3
自閉症	26.8	24.8	29.7
ダウン症	14.8	16.7	17.2
脳性麻痺	8.8	8.7	7.6
四肢体感機能障害	4.1	3.4	2.8
脳機能障害	1.1	1.1	0.7
認知症	2.4	1.6	0.4
その他	6.4	6.0	6.3
合計	100	100	100

(表17) 地域移行計画の作成

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
初診患者	-	70	89
治療終了者等	-	478	95
合計	-	548	184

(注) 地域移行計画の作成は、平成28年度より開始している。

(表18) 障害者歯科研修事業等の実績

研修種別	対象者	研修内容	延べ受講者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
基礎コース	歯科医師 歯科衛生士	・3日間のコースを年3回実施 ・2日間の講義と半日間の臨床見学	172	141	107
			70	89	101
アドバンスコース	過去の個別研修修了者 基礎コース受講済みの者	・6日間のコースを年3回実施 ・2日間の講義及び実習と4日間の臨床実習 希望する症例や診療内容に応じて調整した臨床実習	6	6	23
フォローアップコース	アドバンスコース修了者	巡回診療車を利用した、患者対応方法、口腔健診等の実習を含む3日間の個別研修	0	0	1
短期個別研修	巡回歯科診療施設近隣の歯科医師・歯科衛生士	1～3日間のコース(職種別)を合計で年12コース	906	962	1,072
個別研修	歯科医師、歯科衛生士、学校教職員、看護師、保健師、ケアマネージャー、施設職員、保育士、障害者の保護者及び介護者等	・障害者福祉施設等に歯科医師や歯科衛生士が 出向き講義を行う ・1回当たり受講者数は おおむね20名以上、講義は60～90分	-	432	660
集団研修	特別支援学校等教職員、施設職員、保護者等の障害者に関わる人	研修課程は四つのステップから成る ステップⅠ、Ⅱは講義形式 ステップⅢは実習形式、 ステップⅣは実習形式と事例検討会	-	296	246
地域派遣研修(注)	地域医療に携わる医師・歯科医師及びリハビリテーションを担うコミュニティカリエック		-	432	660
研修合計	見学受入		1,154	1,926	2,210
			851	803	703

(注) 地域派遣研修、摂食嚥下機能評価医養成研修・リハビリテーション養成研修は、平成28年度から開始している。

(表19) 補助事業の主な実績

医学技術振興事業補助			
歯科医師会実施分 ・ 歯科医師・歯科衛生士向け卒業実習研修会(20講座)			
参加者数	平成27年度 683名	平成28年度 731名	平成29年度 679名
・ 東京デンタル・フェスティバル			
参加者数	平成27年度 759名	平成28年度 772名	平成29年度 902名
地区歯科医師会実施分(都内55の地区歯科医師会が各自で行う事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域保健講演会</li> <li>・ 無料歯科検診</li> <li>・ 小学校等での口腔衛生指導</li> <li>・ 普及啓発用ポスター作成 等</li> </ul>			
東京都災害時歯科口腔用備品整備事業 身元確認用デジタルX線解析装置及びX線照射装置一式を毎年2台購入し、東京都第二次保健医療圏の地区別に配備			
配備先	平成27年度 西多摩、南多摩	平成28年度 区南部、区東北部	平成29年度 区中央部、区東部
歯科保健普及啓発事業費補助金 ・ 歯と口の健康週間事業(毎年6月に上野動物園で実施)			
実施事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度
かむ能力の測定と歯科相談	約600名	約600名	約280名
歯の健康・ケア相談コーナー	約550名	386名	437名
入れ歯の作り方コーナー	約350名	約200名	約300名
動物クイズ「だれの歯?だれの骨?」	約500名	578名	471名
動物スタンプラリー	約3,800組	約3,400組	約4,000組
・ 都民向けプログラムの開催			
実施テーマ	平成27年度	平成28年度	平成29年度
糖尿病予防プログラム	131名	64名	108名
禁煙支援プログラム	61名	51名	74名
口腔がんプログラム	174名	105名	145名

第6 団体索引

【あり】	ページ	【か行】(続き)	ページ
伊豆諸島開発株式会社	159	学校法人順天学園	69
一般社団法人巨樹の会	79	学校法人松蔭学園	69
医療法人財団良心会	79	学校法人城西学園	69
医療法人社団恵仁会	79	学校法人女子学院	69
医療法人社団KNI	79	学校法人女子美術大学	69
医療法人社団健育会	79	学校法人白梅学園	69
医療法人社団三成会	79	学校法人杉野学園	69
医療法人社団成和会	79	学校法人駿河台大	69
医療法人社団天記念	79	学校法人駿台学園	69
医療法人社団同愛会病院	79	学校法人聖学院	69
医療法人社団日成会	79	学校法人正秀学園	69
医療法人社団博風会	79	学校法人星美学院	69
医療法人社団兜舎	79	学校法人青蘭学院	69
大島町	25	学校法人世田谷学園	69
大島町商工会	32	学校法人大成学園	69
【か行】	ページ	学校法人高千穂学園	69
学校法人青葉学園	69	学校法人調布学園	69
学校法人麻生学園	69	学校法人戸板学園	69
学校法人足立学園	69	学校法人東邦大学	69
学校法人育英幼稚園	69	学校法人東洋大学	69
学校法人上野塾	69	学校法人東洋英和学院	69
学校法人鶴養林学園	69	学校法人日本言語学校	69
学校法人大妻学院	69	学校法人日本学園	69
学校法人大原学園	69	学校法人日本大学第二学園	69
学校法人小野学園	69	学校法人根津育英会武蔵学園	69
学校法人開智学園	69	学校法人日出国	69
学校法人川村学園	69	学校法人文化学園	69
学校法人関東国際学園	69	学校法人文教学園	69
学校法人簡野育英会	69	学校法人宝仙学園	69
学校法人北豊島学園	69	学校法人星野学園	69
学校法人国本学園	69	学校法人保隣教育財団	69
学校法人恵泉女子学園	69	学校法人本郷学園	69
学校法人光塩女子学園	69	学校法人町田学園	69
学校法人昇華学園	69	学校法人みどりヶ丘学園	69
学校法人国士館	69	学校法人三輪田学園	69
学校法人駒込学園	69	学校法人武蔵野音楽学園	69
学校法人駒澤大学	69	学校法人武蔵野大学	69
学校法人駒澤学園	69	学校法人武蔵野東学園	69
学校法人品川女子学院	69	学校法人明治大学	69
学校法人芝浦工業大学	69	学校法人明照学園	69
学校法人芝学園	69	学校法人目黒学院	69
学校法人渋谷教育学園	69	学校法人明星学院	69
学校法人自由ヶ丘学園	69	学校法人山崎学園	69

【か行】(続き)	ページ	【さ行】(続き)	ページ
学校法人天和学園	69	社会福祉法人七日会	79
学校法人立教学院	69	社会福祉法人南風会	79
株式会社建設資源広域利用センター	287	社会福祉法人日本図書館	79
株式会社セントラルプラザ	209	社会福祉法人日本盲人会連合	79
株式会社東京又タジラム	219	社会福祉法人練馬山彦福祉会	79
株式会社PUC	339	社会福祉法人のゆり会	79
公益財団法人がんの子どもを守る会	79	社会福祉法人白寿会	79
公益財団法人河野臨牀医学研究所	79	社会福祉法人原町成年寮	79
公益財団法人東京観光財団	138	社会福祉法人ひふみ会	79
公益財団法人東京しごと財団	323	社会福祉法人福栄会	79
公益財団法人東京都歯科医師会	365	社会福祉法人藤倉学園	79
公益財団法人東京都私立学財団	42	社会福祉法人フロンティア	79
公益財団法人東京都中小企業振興公社	113	社会福祉法人ボフ・オみれ福祉会	79
公益財団法人東京都保健医療公社	294	社会福祉法人みずき福祉会	79
公立大学法人首都大学東京	184	社会福祉法人武蔵野千川福祉会	79
【さ行】	ページ	社会福祉法人陸月会	79
社会医療法人社団森山医会	79	社会福祉法人明德会	79
社会福祉法人あかねの会	79	社会福祉法人もえぎの会	79
社会福祉法人あすはの会	79	社会福祉法人萌の会	79
社会福祉法人安心会	79	社会福祉法人もくば会	79
社会福祉法人えどがわ	79	社会福祉法人山鳥の会	79
社会福祉法人櫻灯会	79	社会福祉法人山鳩会	79
社会福祉法人恩賜財団済生会	79	社会福祉法人友愛十字会	79
社会福祉法人嬉泉	79	社会福祉法人佑啓会	79
社会福祉法人共生会	79	社会福祉法人悠々会	79
社会福祉法人キョウナス・ガーテン東京	79	社会福祉法人夢ふうせん	79
社会福祉法人釜木里の会	79	社会福祉法人楽晴会	79
社会福祉法人敬愛学園	79	社会福祉法人洛和福祉会	79
社会福祉法人啓光福祉会	79	社会福祉法人緑水会	79
社会福祉法人三幸福社	79	社会福祉法人老後を幸せにする会	79
社会福祉法人品川総合福祉センター	79	神新汽船株式会社	159
社会福祉法人春和会	79	新中央航空株式会社	159
社会福祉法人湧栄会	79	全日本空輸株式会社	159
社会福祉法人杉の子保育会	79	【た行】	ページ
社会福祉法人巢立ち会	79	東海汽船株式会社	159
社会福祉法人すみれ会	79	東京信用保証協会	156
社会福祉法人清心福祉会	79	東京都住宅供給公社	239
社会福祉法人全国スモンの会	79	東京臨海高速鉄道株式会社	275
社会福祉法人田無の会	79	特定非営利活動法人青松の会	79
社会福祉法人千葉音楽会	79	特定非営利活動法人ぶどうの木	79
社会福祉法人つつじ会	79	【な行】	ページ
社会福祉法人つるかわ学園	79	新島物産株式会社	159
社会福祉法人手をつなぐ福祉会	79	【は行】	ページ
社会福祉法人東京援護協会	79	八丈島空港ターミナルビル株式会社	175
社会福祉法人東京養生会	79	八丈町	35
社会福祉法人東京都福祉事業協会	79	八丈町商工会	39
社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会	79	【や行】	ページ
社会福祉法人徳心会	79	八幡丸漁業運輸株式会社	159

発行所 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二二)一〇一(代)

郵便番号 163-8001  
 定価

本号 六三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

